

○ 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(認可申請書の提出等)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 法第六十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 役員が法第六十七条の四第二項第二号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第二条の二 法第六十七条の四第二項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(あつせん委員となることができない者)</p> <p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第七十七条の二第二項（法第七十七条の三第四項において準用する場合を含む。次条</p>	<p>(認可申請書の提出等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>「条を加える。」</p> <p>(あつせん委員となることができない者)</p> <p>第十九条 「同上」</p>

<p>及び第二十一条第一項において同じ。）に規定するあつせん委員となることができない。</p> <p>一 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>〔三〇六 略〕</p>	<p>一 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>〔三〇六 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	